

交	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			

運 免 第 5 0 6 号
令 和 7 年 9 月 3 0 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

運 転 免 許 課 長

知識確認の質問形式、質問範囲及び質問基準等について

外国免許等関係事務の取扱いについては、「外国免許関係事務取扱い要領」の改正について（令和7年9月30日付け運免第495号）により運用しているところですが、道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第3項の規定による確認のうち、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第34条の4第1項に定める自動車等の運転について必要な知識に関する質問（以下「知識確認」という。）の質問形式、質問範囲及び質問基準等については下記のとおりとなりますので、業務の参考としてください。

記

1 知識確認の内容

(1) 質問形式

文章形式の質問を50問とし、解答形式については、正誤式とされた。

(2) 質問範囲及び質問基準等

質問範囲は、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）の内容の範囲内とし、質問基準については、別添「知識確認質問基準」のとおりとされた。

また、制限時間は30分とされた。

2 質問作成上の留意事項

(1) 作成する質問のうち、日本語のものについては、全ての漢字に振り仮名を付けることとされた。

(2) 道路標識等の色彩部分は、できる限り多色による印刷又は表示をすることとされた。

担当 試験・教習所係

質 問 範 囲		質 問 数
教則の章	教則の節	
1 歩行者と運転者に共通の心得	1 基本的な心構え 2 信号、標識・標示に従うこと 3 警察官などの指示に従うこと 4 道路ではいけないことなど	※ 1 10
4 自動車を運転する前の心得	1 運転に当たっての注意 2 運転免許の仕組み 3 自動車の点検 4 乗車と積載 5 安全運転に必要な知識など	※ 2 4
5 自動車の運転の方法	1 安全な発進 2 自動車の通行するところ 3 歩行者の保護など 4 安全な速度と車間距離 5 進路変更など 6 追越しなど 7 交差点の通り方 8 駐車と停車 9 オートマチック車などの運転	※ 3 20 ※ 4
6 危険な場所などでの運転	1 踏切 2 坂道・カーブ 3 夜間 4 悪天候など 5 緊急時の措置	※ 5 5
7 高速道路での走行	1 高速道路に入る前の心得 2 走行上の注意	3
8 二輪車の運転の方法	1 二輪車の運転者の心得 2 正しい乗り方 3 安全な運転の方法 4 ブレーキの掛け方 5 オートマチック二輪車の運転 6 その他注意しなければならないこと	4
10 交通事故、故障、災害などのとき	1 交通事故のとき 2 故障などのとき 3 災害などのとき	※ 6 3
11 自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得	1 自動車所有者などの義務	1
合 計		50

※ 1 第 1 章第 2 節（信号、標識・標示に従うこと）から赤色灯火信号及び一時停止標識について各 1 問以上質問すること。

※ 2 第 4 章第 1 節（運転に当たっての注意）から酒気を帯びた状態などで運転をしないことについて 1 問以上質問すること。

※ 3 第 5 章第 3 節（歩行者の保護など）から 1 問以上質問すること。

※ 4 第 5 章第 7 節（交差点の通り方）から右左折の方法（環状交差点におけるものを除く。）について 1 問以上質問すること

※ 5 第 6 章第 1 節（踏切）から 1 問以上質問すること。

※ 6 第 10 章第 1 節（交通事故のとき）から 1 問以上質問すること。